

令和6年度

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業
両 総 地 区 施 設 機 能 診 断 業 務

特 別 仕 様 書

(当 初)

関東農政局
利根川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容
第1章 総則 (適用範囲)	
第1-1条 (目的)	<p>令和6年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業両総地区施設機能診断業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「設計共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p>
第1-2条	<p>本業務は国営両総農業水利事業で造成された南部幹線用水路の機能診断調査を行い、重要度評価及び健全度評価を行うものである。</p>
(場所) 第1-3条	<p>本業務において対象とする施設の場所は、千葉県東金市、山武郡九十九里町、長生郡白子町、長生村及び一宮町地内で別添位置図に示すとおりである。</p>
(土地への立入り等) 第1-4条	<p>作業実施のための土地の立入り等は、設計共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。</p>
(低入札価格契約における第三者照査) 第1-5条	<p>1 予算決算及び会計令（以下、「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合には、受注者は「業務請負契約書 第11条照査技術者」及び「共通仕様書1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下、「第三者照査」という。）を実施しなければならない。</p> <p>2 第三者照査の企業に要求される資格</p> <p>(1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。</p> <p>(2) 関東農政局において、令和5・6年度（当該業種区分）の一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において申請を行い受理されている者、かつ、落札決定時までにA等級の確認を受けている者であること。</p> <p>(3) 関東農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。</p> <p>(4) 共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。</p> <p>(5) 中立的、公平な立場で照査が可能なる者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。</p> <p>① 資本関係 (ア) 親会社と子会社の関係にある。(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある。</p> <p>② 人的関係 (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている</p> <p>3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格</p> <p>第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。</p> <p>○ 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者</p> <p>○ 照査技術者と同等の技術者資格を有する者</p> <p>4 照査技術者の通知 受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を</p>

項 目	内 容											
<p>(履行確実性評価の達成状況の確認) 第1-6条</p>	<p>定め発注者に通知するものとする。</p> <p>5 照査計画 受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。 また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。</p> <p>6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い 見積仕様書第5-1条業務打合せに示す打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。</p> <p>7 第三者照査の照査技術者のAGRIS登録 共通仕様書第1-12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。</p> <p>8 契約不適合責任引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。</p> <p>本業務の受注にあたり、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。</p> <p>① 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合</p> <p>② 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合</p> <p>③ その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合</p> <p>④ 業務成果品のミス、不備等</p>											
<p>(一般事項) 第1-7条</p>	<p>業務請負契約書、設計共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。</p> <p>(1) 作業実施の順序・方法等は、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。</p> <p>(2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。</p> <p>(3) 受注者は、常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めた時は、速やかにこれに応じるものとする。</p>											
<p>(管理技術者) 第1-8条</p>	<p>(1) 管理技術者は、設計共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、博士（当該業務に該当する学術部門）、農業土木技術管理士、農業水利施設機能総合診断士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="475 1877 1457 2107"> <thead> <tr> <th data-bbox="475 1877 804 1910">資 格</th> <th data-bbox="804 1877 1090 1910">技 術 部 門</th> <th data-bbox="1090 1877 1457 1910">選 択 科 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="475 1910 804 2051" rowspan="2">技術士</td> <td data-bbox="804 1910 1090 1977">総合技術監理</td> <td data-bbox="1090 1910 1457 1977">農業－農業土木 農業－農業農村工学</td> </tr> <tr> <td data-bbox="804 1977 1090 2051">農業</td> <td data-bbox="1090 1977 1457 2051">農業土木 農業農村工学</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 2051 804 2107">シビルコンサルティング マネージャー</td> <td data-bbox="804 2051 1090 2107">農業土木</td> <td data-bbox="1090 2051 1457 2107"></td> </tr> </tbody> </table>	資 格	技 術 部 門	選 択 科 目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学	農業	農業土木 農業農村工学	シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	
資 格	技 術 部 門	選 択 科 目										
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学										
	農業	農業土木 農業農村工学										
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木											

項 目	内 容																
(担当技術者) 第1-9条	<p>(2) 調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。</p> <p>なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。</p> <p>担当技術者は、設計共通仕様書第1-8条によるものとする。</p>																
(配置技術者の確認) 第1-10条	<p>設計共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び設計共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p> <p>(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。</p>																
(保険加入) 第1-11条	<p>受注者は、設計共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p>																
第2章 作業条件 (適用する図書) 第2-1条	<p>本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。</p>																
	<table border="1" data-bbox="469 1285 1444 1753"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>発行所・監修</th> <th>制定（改定）年月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業水利施設の機能保全の手引き</td> <td rowspan="2">農林水産省農村振興局整備部水資源課施設保全管理室</td> <td>令和5年4月</td> </tr> <tr> <td>農業水利施設の機能保全の手引き「パイプライン」</td> <td>平成28年8月</td> </tr> <tr> <td>農業水利施設の長寿命化のための手引き</td> <td rowspan="2">農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室</td> <td>平成27年11月</td> </tr> <tr> <td>農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【パイプライン】（案）</td> <td>平成29年4月</td> </tr> <tr> <td>土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「パイプライン」</td> <td>公益社団法人農業農村工学会</td> <td>令和3年6月</td> </tr> </tbody> </table> <p>※農業水利施設の機能保全の手引きは、 https://www.maff.go.jp/nousin/mizu/sutomane/index.htmlより入手可能</p>	名称	発行所・監修	制定（改定）年月	農業水利施設の機能保全の手引き	農林水産省農村振興局整備部水資源課施設保全管理室	令和5年4月	農業水利施設の機能保全の手引き「パイプライン」	平成28年8月	農業水利施設の長寿命化のための手引き	農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室	平成27年11月	農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【パイプライン】（案）	平成29年4月	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「パイプライン」	公益社団法人農業農村工学会	令和3年6月
名称	発行所・監修	制定（改定）年月															
農業水利施設の機能保全の手引き	農林水産省農村振興局整備部水資源課施設保全管理室	令和5年4月															
農業水利施設の機能保全の手引き「パイプライン」		平成28年8月															
農業水利施設の長寿命化のための手引き	農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室	平成27年11月															
農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【パイプライン】（案）		平成29年4月															
土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「パイプライン」	公益社団法人農業農村工学会	令和3年6月															
(設計条件) 第2-2条	<p>本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。</p> <p>(1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。</p> <p>(2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任</p>																

項 目	内 容																																		
<p>(対象施設) 第2-3条</p> <p>(参考図書) 第2-4条</p> <p>(貸与資料等) 第2-5条</p> <p>(参考図書及び貸与資料の取扱い) 第2-6条</p>	<p>において処理しなければならない。</p> <p>(3) 現地調査を行う時期は下記に示す期間を予定しているが、詳細については、監督職員と打合せた後、実施するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="475 315 1449 461"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>作業予定期間</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南部幹線用水路</td> <td>令和6年10月～令和6年12月(予定)</td> <td>通水停止期間(予定) 9月初旬から2月下旬</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 現地作業については、準備作業を要する場合は、作業計画作成時に監督職員と協議するものとする。</p> <p>(5) 施設内に立ち入る場合は、事前に監督職員及び施設管理者等と日程調整を行うものとする。</p> <p>・施設管理者 両総土地改良区</p> <p>本業務の対象となる施設は、次のとおりである。 なお、詳細については別紙-1【調査対象施設諸元一覧表】のとおりである。 南部幹線用水路 (No. 62+24.690 ～ No. 161+48.658) L=10.1km</p> <p>本作業の参考にする図書は、共通仕様書第2-1条によるほか次表によるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="464 976 1441 1093"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>発行所・監修</th> <th>制定(改定)年月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基幹水利施設指導・点検・整備マニュアル(各編)</td> <td>(一社)農業土木機械化協会</td> <td>平成7年1月</td> </tr> </tbody> </table> <p>貸与資料は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="459 1216 1434 1713"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>貸 与 資 料</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">現況関係資料</td> <td>調査対象施設の完成図面、完成図書等</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>国営かんがい排水事業「両総地区」一事業誌一(該当頁)</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>令和2年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 両総地区南部幹線用水路施設機能診断業務報告書</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>令和3年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 両総地区施設機能診断業務報告書</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>令和5年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 両総地区施設機能診断業務報告書</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>平成24年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 両総用水地区西部幹線用水路機能診断業務報告書</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>設計</td> <td>平成21年度 南部幹線用水路付帯施設実施設計業務報告書 (1/4) (パイプライン編)</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>図面</td> <td>都市計画図(1/2,500)</td> <td>4枚</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。</p> <p>第2-4条、第2-5条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>(1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 参考図書は、施設機能診断作業時点の最新版を用いることとし、改定された場合は、監督職員と協議するものとする。</p>	施設名	作業予定期間	備 考	南部幹線用水路	令和6年10月～令和6年12月(予定)	通水停止期間(予定) 9月初旬から2月下旬	名称	発行所・監修	制定(改定)年月	基幹水利施設指導・点検・整備マニュアル(各編)	(一社)農業土木機械化協会	平成7年1月	分類	貸 与 資 料	数量	現況関係資料	調査対象施設の完成図面、完成図書等	一式	国営かんがい排水事業「両総地区」一事業誌一(該当頁)	一式	令和2年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 両総地区南部幹線用水路施設機能診断業務報告書	一式	令和3年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 両総地区施設機能診断業務報告書	一式	令和5年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 両総地区施設機能診断業務報告書	一式	平成24年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 両総用水地区西部幹線用水路機能診断業務報告書	一式	設計	平成21年度 南部幹線用水路付帯施設実施設計業務報告書 (1/4) (パイプライン編)	一式	図面	都市計画図(1/2,500)	4枚
	施設名	作業予定期間	備 考																																
	南部幹線用水路	令和6年10月～令和6年12月(予定)	通水停止期間(予定) 9月初旬から2月下旬																																
	名称	発行所・監修	制定(改定)年月																																
	基幹水利施設指導・点検・整備マニュアル(各編)	(一社)農業土木機械化協会	平成7年1月																																
	分類	貸 与 資 料	数量																																
	現況関係資料	調査対象施設の完成図面、完成図書等	一式																																
		国営かんがい排水事業「両総地区」一事業誌一(該当頁)	一式																																
		令和2年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 両総地区南部幹線用水路施設機能診断業務報告書	一式																																
		令和3年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 両総地区施設機能診断業務報告書	一式																																
令和5年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 両総地区施設機能診断業務報告書		一式																																	
平成24年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 両総用水地区西部幹線用水路機能診断業務報告書		一式																																	
設計	平成21年度 南部幹線用水路付帯施設実施設計業務報告書 (1/4) (パイプライン編)	一式																																	
図面	都市計画図(1/2,500)	4枚																																	

項 目	内 容									
<p>(技術提案の履行) 第2-7条</p> <p>第3章 作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条</p> <p>(現地作業内容) 第3-2条</p> <p>(作業の留意点) 第3-3条</p>	<p>(3)貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。</p> <p>技術提案書における技術提案内容については、共通仕様書第1-11条に示す業務計画書に反映のうえ作成し、監督職員の承諾を得るものとする。また、技術提案内容の履行にあたっては、業務完了時までには履行が確認できる資料を監督職員に提出するものとする。なお、技術提案書を業務計画書に添付しないこと。</p> <p>本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。</p> <p>作業項目表</p> <table border="1" data-bbox="464 703 1442 848"> <thead> <tr> <th>作 業 項 目</th> <th>数 量</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機能診断作業</td> <td>一式</td> <td>別紙-2</td> </tr> <tr> <td>現地調査(定点調査)・漏水調査作業</td> <td>一式</td> <td>別紙-3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(現地調査の内容) 第3-2条</p> <p>現地調査の詳細は次のとおりである。なお、詳細数量については別紙3【現地調査作業項目】による。また、作業は施設管理者と調整の上で行う。</p> <p>(1)現地踏査 事前調査で得られた情報を参考に、遠隔目視により変状の有無や変状箇所を特定を行い、踏査結果を整理する。踏査結果を踏まえ、現地調査(定点調査)を行う調査地点、調査項目等を決定する。</p> <p>(2)現地調査 土木施設の現地調査については農業水利施設の機能保全の手引きによるものとし、現地踏査により決定した調査地点において、目視を行い、変状等を定量的に把握(ひび割れ・欠損・変形等計測、周辺観察等含む)するとともに、スケッチを作成する。</p> <p>(3)これらの調査結果は、農業水利ストック情報データベースの登録情報データ外部入出力機能(施設機械の一次診断結果にあたっては一次診断情報入力用Excelファイル)を利用して記録するものとし、記録した電子データは成果物に含むものとする。</p> <p>(作業の留意点) 第3-3条</p> <p>業務の実施にあたって、特に留意する点は次のとおりとする。</p> <p>(1)現地踏査において著しく機能が低下している施設を発見した場合は、遅滞なく監督職員へ報告するものとする。</p> <p>(2)現地踏査等施設の状況確認においては、できる限り施設管理者の同行により意見・助言を受けて実施するものとする。</p> <p>(3)対策内容の検討にあたっては、当該施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。</p> <p>(4)電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>(5)第2-4条、第2-5条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合、その出典を明示するものとする。</p> <p>(6)機能保全対策シナリオの検討にあたっては、最新の新素材、新工法などの技術情報の収集に努めた上で、比較検討を行う。新技術や新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース(NNTD)及び新技術情報システム(NETIS)等を積極的に活用しなければならない。</p>	作 業 項 目	数 量	備 考	機能診断作業	一式	別紙-2	現地調査(定点調査)・漏水調査作業	一式	別紙-3
作 業 項 目	数 量	備 考								
機能診断作業	一式	別紙-2								
現地調査(定点調査)・漏水調査作業	一式	別紙-3								

項 目	内 容
<p>(業務写真における黒板情報の電子化) 第3-4条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、 http://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.doを参照。 ・新技術情報システム（NETIS）は、 http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.aspを参照。 <p>(7) 対象施設、関連施設及び設備が機能診断を完了している場合は、同成果の内容を確認するとともに十分に活用し効率的な作業を行う。</p> <p>(8) 対策内容の検討にあたっては、事業への適用性や施設管理者の管理体制等を総合的に検討する。</p> <p>(9) 数量計算にあたっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。 なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「工事工種の体系化」はhttp://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照。 <p>(10) 農業水利ストック情報データの作成は、機能診断情報記入用Excelファイルによる入力のほか、登録情報データ外部入出力機能等を適宜使用することを基本とするが、作業方法、内容等について監督職員と十分協議を行った上作業を行うものとする。 なお、作成した電子データは、成果物に含むものとする。</p> <p>黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の1) から4) によりこれを実施するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号リスト（CRYPTREC暗号リスト）」 2) 機器等の導入 <ol style="list-style-type: none"> ①黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 ②受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。 3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い <ol style="list-style-type: none"> ①受注者は、1) の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 ②本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記①に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真写真データの作成要領（案）6) 写真編集等」には該当しないものとする。 ③黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。 4) 写真の納品 受注者は、3) に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時に URL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、間接調査費、直接経費に含まれる。

項 目	内 容
<p>第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条</p>	<p>設計共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初 回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ（施設のグルーピング終了時） 第3回 中間打合せ（漏水調査着手時） 第4回 中間打合せ（機能保全対策工法の検討及び機能保全コストの算定終了時） 最終回 報告書原稿作成段階</p> <p>初回及び第2回並びに最終回はW e b会議により行う。第3回及び第4回は、千葉県両総土地改良区合同で、改良区（千葉県東金市）において実施する。</p> <p>ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立合いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。</p> <p>その際、管理技術者は、設計共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p>
<p>第5章 成果物 (成果物) 第5-1条</p>	<p>成果物を設計共通仕様書第1章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <p>(1)成果物の電子媒体（CD-R等） 正副2部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく、「不開示情報」に該当する情報について、その箇所黒乗塗りにする措置を行い、電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）により別途1部を提出するものとする。</p> <p>(2)成果物の出力 3部 （電子媒体の出力、市販のファイルと綴じで可） 3部のうち2部は、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力とする。</p> <p>(3)要約版 3部 3部のうち2部は、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力とする。</p>
<p>(成果物の提出先) 第5-2条</p>	<p>成果物の提出先は、次のとおりとする。</p> <p>千葉県柏市根戸471-65 関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所</p>
<p>第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条</p>	<p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)第2-2条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。 (2)第2-3条に示す「対象施設」に変更が生じた場合。 (3)第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (4)第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (5)第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (6)履行期間の変更が生じた場合。 (7)関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。 (8)現地調査時の状況確認の結果、調査項目の追加が生じた場合。</p>

項 目	内 容
第7章 定めなき事項 (定めなき事項) 第7-1条	(9) 現地作業に係る準備作業の必要が生じた場合。 (10) その他。 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

【機能診断調査対象施設諸元一覧表】

施設名称	施設延長（規模）		備考
	構造物の規格・規模等	数量	
南部幹線用水路	両総土地改良区管理区間 No. 62+24. 690～No. 161+48. 658		管内への進入口は下記 時点を想定している。 ・ 59号空気弁 （2NO. 12+32. 360） ・ 66号空気弁 （設NO. 79+9. 000） ・ 71号空気弁 （H17-2 NO. 118+27. 647）
	FRPM管	φ 1, 650mm～1, 350mm 3. 4km	
	DCIP管	φ 1, 500mm～1, 350mm 5. 4km	
	鋼 管	φ 1, 650mm～1, 100mm 1. 3km	
		10. 1km	

【機能診断作業項目】

作業項目	作業内容	作業 実施欄
1. 業務準備	調査等対象施設の周辺の地形、現況、諸施設について調査し、業務実施計画書策定のために必要な現地調査（漏水調査等含む）を行う。	○
2. 事前調査 2-1 資料調査	施設完成時の設計図書及び施設管理記録、地域特性に係る資料等を収集・整理し診断評価の基礎材料とする。	○
2-2 問診調査	施設管理者等（両総土地改良区及び千葉県）から日常利用、操作等の不具合・変状箇所・事故履歴・補修履歴・整備補修の計画等について聞き取り調査を行い、施設機能に関する課題、問題点を把握・整理する。	○
3. 施設の重要度評価	事前調査、現地踏査結果を基に、貸与する両総地区南部幹線水路施設機能診断業務の整理方法を参考に施設の重要度を評価する。	○
4. 性能低下要因の推定	性能低下要因の推定は、貸与する両総地区南部幹線水路施設機能診断業務を活用する。	○
5. 現地調査（定点調査） 計画の作成	事前調査、現地踏査及び施設の重要度等を勘案し、現地調査（定点調査）の範囲・調査地点の密度・調査手法及び漏水調査の計画を設定する。	○
6. 健全度評価	調査結果に基づき、調査単位毎に施設の健全度の判定を行う。	○
7. 性能低下予測	性能低下要因推定結果、健全度判定結果等を踏まえ、現況施設の性能判定を行うとともに、性能管理指標を選定し、現地条件に適合する性能低下予測手法により、性能低下予測を行う。	○
8. 管理水準の設定	性能低下予測の結果を基に、構造の安全率、施設の重要度及び経済性を踏まえ、貸与する両総地区南部幹線水路施設機能診断業務の整理方法にて各施設の管理水準を設定する。	○
9. 機能保全対策の検討	施設別に現地状況に適合する対策工法を複数選定し、選定された対策工法・実施時期・実施範囲を組み合わせる対策シナリオを複数作成する。	○
10. 機能保全コストの算定	対策シナリオ毎に機能保全コストを算定し、比較する。（コスト算定のために必要な数量計算、設計図面作成を含む。）	○
11. 機能保全計画の策定	機能保全コストを最小とすることを基本とした上で、施設重要度を踏まえたリスクや、環境との調和、維持管理の容易さ等、多様な側面も総合的に検討し、機能保全計画を策定する。 なお、状況監視等を継続する必要があると認められる施設については、経年変化状況把握などのための施設監視計画を作成する。	○
12. 農業水利ストック情報 データの入力及び登録	東部幹線水路施設機能診断作業の機能診断記録について、本業務において作成した資料により農業水利ストック情報データベースの入力及び登録を行う。	○
13. 点検取りまとめ	各作業項目（漏水調査等含む）の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○

【現地調査(定点調査)・漏水調査作業項目】

作業項目	作業条件	数量
	調査対象：φ1650～1100 L=10.1km	
	内訳) FRPM管 L=3.4km	
	DCIP管 L=5.4km	
	鋼管 L=1.3km	
【現地踏査】 1. 現地踏査	地上部・管内部及び付帯施設変状確認	一式
【現地調査(定点調査)】 2. 近接目視	・ひび割れ等変状定量把握、スケッチ作成	20箇所
3. たわみ量調査	・縦横比の簡易測定を行い、管水路内面のたわみ状況を確認し記録する。	20箇所
4. 継手曲げ角度及び間隔調査	・継手間隔をゲージで測定 ・4点(天端部、底端部及び左右側部)/目地 ・測定した継手間隔を用いて継手曲げ角度(上下及び左右)算定	20箇所
5. 蛇行及び沈下調査	・管内縦断測量により、蛇行、沈下を調査。水の滞水状況を測定。	20箇所
【漏水調査】 6. 水張り試験	南部幹線用水路の8号制水弁～茂原西部分水工制水弁(11号制水弁)で仕切られた区間で水張り試験を実施する。 ※区間数は3区間を想定している。 ※※水張り試験は、原則として土木工事施工管理基準に示す方法とする。 ※減水量は吐水槽及び既設圧力計を使用する。	3区間
7. 管内調査	漏水が疑われる箇所については、テストバンドを用いた水圧試験を行う。 ※管内への進入口は、別紙-1に示す空気弁3箇所を想定している。 ※水圧試験はFRPM管・鋼管部(φ1500)で3箇所(進入口から約1000m/片道)、DCIP・鋼管部(φ1350)で2箇所(進入口から約1000m/片道)を想定している。詳細な箇所数及び位置は監督職員と協議のうえ決定するものとする。	5箇所

※定点は1箇所当たり20m程度(20mに含まれる継手対象)を想定している。

※現地調査作業に必要な仮設作業については、別紙-2【機能診断作業項目】「5. 現地調査(定点調査)

計画の作成」時に整理するものとし、調査結果報告時に実績内容とあわせ監督職員へ報告を行うものとする。

監督職員は報告内容より、変更契約にあたって必要な費用について計上するものとする。